(5)　加盟国は、規律一四(a)に規定する法令を公表するに際し、又はその公表の前に、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、当該法令の目的及び理由を説明するよう奨励されることを定める。（規律一八関係）

(6)　加盟国は、実行可能な範囲内で、規律一四(a)に規定する法令の条文の公表とサービス提供者が当該法令を遵守しなければならない日との間に合理的な期間を置くよう努めることを定める。（規律一九関係）

(三)　照会所（規律二〇関係）

加盟国は、規律が適用される措置について、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設けること等を定める。

(三)　技術上の基準（規律二一関係）

加盟国は、自国の権限のある当局に対し、技術上の基準を採用する場合には、開かれた、かつ、透明性を有する手続を通じて策定された技術上の基準を採用するよう奨励し、及び技術上の基準を策定するために指定された団体（関係国際機関を含む。）に対し、開かれた、かつ、透明性を有する手続を利用するよう奨励すること等を定める。

(四)　措置の策定（規律二二関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準に基づくこと、手続が公平であること等を確保することを定める。

4　金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律

代替的な規律の内容は規律と概ね同一であるが、主な違いとして、代替的な規律は技術上の基準についての規定を設けていないこと等が挙げられる。また、代替的な規律においては、手数料につき、加盟国は、自国の権限のある当局が、申請者に対し、手数料の表又は手数料の額がどのように決定されるかについての情報を提供することを確保すること等を定める。（代替的な規律八関係）

◇東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正（条約第四号）（外務省）

この改正は、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター（以下「センター」という。）の義務的拠出金の分担率の改定等のための改正について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　センターの義務的拠出金の日本国とＡＳＥＡＮ構成国との分担の比率を五年間で段階的に、現行の七対一から四対一に改定する。

2　この改正の後の義務的拠出金の分担率の改定は、この改正によってセンターを設立する協定に加えられた附属書の改正により行われ、当該附属書の改正は、理事会が採択した時に効力を生ずる。

法　律

保険業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十四号

保険業法の一部を改正する法律

保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百条の二の二第一項中「又はその親金融機関等」を「、当該保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人又は当該保険会社の親金融機関等」に、「又はその子金融機関等が行う業務（保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客」を「、当該兼業特定保険募集人又は当該子金融機関等が行う保険関連業務（第九十七条、第九十八条及び第九十九条（これらの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定並びに他の法律により保険会社又は外国保険会社等が行うことができる業務をいう。以下同じ。）に係る顧客（当該兼業特定保険募集人にあっては、当該保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）」に、「当該業務」を「当該保険関連業務」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の「兼業特定保険募集人」とは、第二百七十六条に規定する特定保険募集人のうち、第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務以外の業務（当該業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限る。）を行う者をいう。

第百九十三条の二第一項中「又はその親金融機関等」を「、当該外国保険会社等を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人（第百条の二の二第二項に規定する兼業特定保険募集人をいう。以下この項において同じ。）又は当該外国保険会社等の親金融機関等」に、「又はその子金融機関等が行う業務（保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客」を「、当該兼業特定保険募集人又は当該子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客（当該兼業特定保険募集人にあっては、当該外国保険会社等から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）」に、「当該業務」を「当該保険関連業務」に改める。

第二百七十一条の二十一の三第一項中「その子会社である保険会社」を「その子会社である保険会社、当該保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人（第百条の二の二第二項に規定する兼業特定保険募集人をいう。以下この項において同じ。）」に、「保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の」を「保険会社、当該兼業特定保険募集人又は当該」に、「業務（保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客」を「保険関連業務に係る顧客（当該兼業特定保険募集人にあっては、当該保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）」に、「当該業務」を「当該保険関連業務」に改める。

第二百九十条第一項に次の一号を加える。

八　その他内閣府令で定めるとき　内閣府令で定める者